

人権教育講演会

12月6日(金) いずみ館多目的ホールにおいて人権教育講演会を開催しました。
講師に内浜落語会会長の粗忽家勘朝さんをお招きして、『笑顔で語ろう人権問題』という演題で講演いただきました。

落語には江戸時代から現在まで続く約300年の歴史があり、その背景として落語は人間のありのままの姿を肯定し全てを包み込む芸として親しまれてきたこと、同時に落語には、人権について学ぶべき、考えるべき沢山のエッセンスが詰まっていることを教えていただきました。



▲ 落語で笑いながら人権を学びました ▲ 講師の粗忽家勘朝さん

東峰 Jr. みらい塾 ～しめ縄作り～

12月7日(土) 宝珠山庁舎横の駐車場で、児童21名、社会教育委員さんと保護者15名の参加で、年末恒例のしめ縄作りを行いました。

材料の「わら」は、地域のお祭りで使う綺麗な物を頂きました。最初は、練習です。わらを6本ずつ持ち2本縄を編みましたが、よりをかけて縄にすることが難しく、大人のように出来ず習いながら頑張りました。

本番のしめ縄作りでは、女の子はリース風にかわいく、男の子は大きくまっすぐに作りました。大きい物はわらの量が多く、よりがかからなく形になりませんでした。大人の方に手伝ってもらい、ようやくしめ縄が出来ました。飾り付けは、ミカンとウラジロと日の丸の旗、松竹梅の紙のシールで仕上げました。最後の記念写真撮影では皆、満足な笑顔でした。玄関の軒先に飾ってもらえたでしょうか。

また、年末の忙しい中にご協力頂きました皆様、本当にありがとうございました。



▲ どうするんだつけ



▲ むずかしいね



▲ 右手をひくんだよ



▲ 立派なしめ縄ができました

福岡県スポーツ推進委員感謝状を受けました

12月8日(日) 中間市なかまハーモニーホールにおいて、「第49回福岡県スポーツ推進委員研修大会」が開催され、県下720名の委員が集まり、テーマ「あらゆる人にスポーツの機会を!」と題して研修会が行われました。

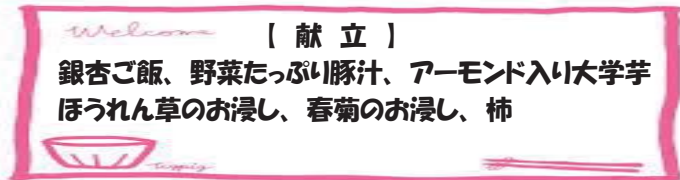
開会式で、委員の佐々木太加彰さん(福井)が10年以上の地域スポーツ振興の功績を称えられ、福岡県知事より感謝状を受け取りました。おめでとうございます。▲ 佐々木太加彰さん



ひ ろ ば

あじわい学級 ～冬野菜を使った調理会～

12月12日(木) いずみ館において、学級生7名がそれぞれに収穫した冬野菜を持参して、調理会を行いました。冬野菜はからだを暖める効果があるといわれます。寒い冬、旬のものを美味しく頂いて健康に過ごしたいものです。今までの学級の感想等を交え、会話も弾み親交を深めることができました。



乳幼児学級 ～クリスマスを彩るアレンジメント～

12月13日(金) 乳幼児学級でフラワーデザイナーの^{かほしま}椛島みほさん(小石原鼓)を講師に「クリスマスを彩るアレンジメント」と題して、フラワーアレンジメントを行いました。専門学校の講師やブライダル、海外での仕事など経験豊富な講師から楽しい話を聞きながらの学級は、普段育児で忙しいお母さんたちの癒しのひとときになりました。クリスマスのよい演出ができたのではないのでしょうか。



▲ 笑顔が素敵な講師の椛島みほさん



▲ リースを作る学級生

女性学級 ～お正月のフラワーアレンジメント～

12月20日(金)学級生である熊谷シゲ子さん(日本フラワーデザイナー協会講師)を講師に生け花を行いました。「トライアングュラー(三角形)」というスタイルで11種の花材と水引の鶴を講師見本と手順書を参考に挿していきました。ひとあし早くお正月の華やいだ気分をあじわいました。その後、ティータイムを設けて学級について意見交換を行いました。もっと沢山の人に参加してほしいというのが、皆さん共通の意見でした。



『らぶすぽ東峰』次回予告

総合型地域スポーツクラブ

らぶすぽの活動	場所	日時	備考
ニュースポーツ教室			12月～2月までお休みです
健康体操『ヨガ教室』	いずみ館 多目的ホール	2月12日(水) 19:30～	会員500円、非会員1000円 ※マットはこちらで準備します。



村からのお知らせ



宝珠山庁舎 72-2311

小石原庁舎 74-2311

住民福祉課

◆福岡県介護保険広域連合朝倉支部嘱託員募集(試験)

福岡県介護保険広域連合朝倉支部では、介護保険の訪問調査をする嘱託員(介護認定調査員)を募集します。

- 応募資格：介護支援専門員、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士のいずれかの資格があり、自家用車での訪問活動ができる人
- 採用人員：3名(介護認定調査員)
- 雇用期間：平成26年4月1日～平成27年3月31日
- 勤務時間：週4日(29時間)勤務
- 報酬：月額20万円(健康保険・雇用保険加入)、交通費あり
- 応募方法：東峰村役場小石原庁舎(住民福祉課)及び宝珠山庁舎(総合窓口)、または福岡県介護保険広域連合朝倉支部(筑前町めくばー健康福祉館内)に準備している申込書を提出ください。
- 受付期間：平成26年1月20日(月)～1月31日(金)
※試験日等詳細につきましては、申込書受取時にお渡しします。
- 問合せ先：福岡県介護保険広域連合朝倉支部 電話 0946(21)8021

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 住民福祉課(電話：74-2311)まで

住民福祉課

◆20歳になったら国民年金

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納めることとなります。収入等がなく保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

■国民年金(基礎年金)3つのメリット

1. 老後を支えます
2. 病気やけがで障害の状態になったときに支えます
3. 加入者がなくなったとき、子のある配偶者、子を支えます

老齢基礎年金
障害基礎年金
遺族基礎年金

■世代と世代の支え合いの仲間入り

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です

■公的年金制度は2階建て

日本の公的年金制度の仕組みは1階が国民年金(基礎年金)、2階は厚生年金保険などの2階建て構造になっています。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総合窓口(電話：72-2311)まで

◎冬場の水道管凍結防止について

12月から2月頃にかけて気温がマイナスになると凍結による家庭内水道管が破損する事故が増加します。凍結を防止するには、蛇口や水道管の露出部に布切れや毛布で保温するなどの対策が有効です。また、凍結事故による漏水で使用量が増加した場合は、1回に限り減額措置が適用されます。詳しくは、役場水道係(72-2313)までお尋ねください。

※家庭内の配管設備の修繕であっても村指定事業者の資格が必要です。

◎家庭内漏水の確認について

村の水道施設が老朽化しています。特に宝珠山地区簡水(昭和40年代)及び小石原地区簡水(昭和50年代)では、料金に反映された総水量と浄水場から配水された総水量の差が大きくなっています。これは水道本管から各家庭に配管した塩ビ管等の老朽化による漏水が考えられます。そのため村では定期的に漏水調査を実施し漏水の把握に努めておりますが、家庭内の漏水の調査・修繕は使用者が行うことになります。

漏水は、はじめわずかであっても次第に多くなり、水道水が無駄になるだけでなく、水道料金が高額になりますので、早期発見、修繕が不可欠です。家庭内の漏水は自分で簡単に見つけることができますので、定期的な水道メーターの確認を心がけましょう。

Q 家庭内の漏水はどのように調べればよいですか。

A:水道メーターで簡単に調べることができます。水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロットが回転していれば、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水が疑われます。

Q 水を使用していないのに水道メーターのパイロットが回っています。どうしたらよいですか。

A:家庭内漏水が疑われます。村指定事業者の資格を持つ水道事業者にご連絡下さい。水道事業者が分からない時は、役場水道係(電話72-2313)にご連絡ください。村指定事業者をご紹介します。



Q 宅地内で漏水があっていますが、どうしたらよいですか。

A:水道メーターから本管側であれば村が修理し、宅内側であれば個人が修理することになります。

次のような場合は漏水のおそれがありますのでご注意ください。

- 前回の使用水量に比べ、特に理由がないのに水量が増えた
- 蛇口の閉まりが悪く、水が垂れている
- 水道を使っていないのに、蛇口などに耳を当てると「シュー」といった音がする
- 給湯設備などの排水管から水が流れている
- 水道管を埋めてある付近がいつも湿っている(配管してある壁や床が湿っている)
- 水道を使っていないのに、側溝や排水路に水が流れている

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 農林建設課(電話:72-2313)まで

所得税・村県民税の申告期間

2月17日(月)～3月17日(月)

《受付場所・受付期間》

受付場所	宝珠山庁舎	小石原庁舎
受付期間	2月17日(月)～3月17日(月) (土・日曜日を除く。)	2月19・26日、3月5・12日 (期間中の水曜日)

※ 宝珠山庁舎では、期間中は毎日(平日)受付を行います。小石原庁舎では、水曜日のみ受付とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

※ 交通事情等の理由により、水曜日以外の日に小石原庁舎での申告を希望される方は、事前にご連絡下さい。(TEL 72-2311 総務課税務係)

《農業所得申告説明会》

場 所	基幹集落センター 2階 第3会議室	1月27日(月) 午後2時～
-----	-------------------	----------------

税務署より農業所得の申告について説明がありますので、農業収入、経費がわかる資料等をご持参の上ご出席ください。

所得税の確定申告

【申告が必要な人】

- 商業・工業・農業・医業などを営んでいる人
- 家賃・地代・不動産売却などの所得がある人
平成25年中の各種の所得金額の合計が基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・その他の所得控除の合計額を超える人は、必ず申告しなければなりません。
- 給与所得者
給与所得者は通常、年末調整で税金の精算が行われているので所得税の申告は必要ありませんが、次のいずれかに該当する人は、申告が必要です。
 - ① 給与・退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人
 - ② 給与を2ヶ所以上の事業所からもらっている人
 - ③ 給与収入の年額が2,000万円を超える人

村県民税・国保税の申告

村県民税・国民健康保険税の申告書は、1月中旬に連絡員さんを通じて各世帯に配布します。

【申告が必要な人】

- 平成26年1月1日現在、本村に住所がある方(住民基本台帳に登録されていない方でも本村に住んでいる方)は申告しなければなりません。(パート・アルバイト等の収入のある方、農地を貸して貸付料をもらっている方等も申告が必要です。)
 - 平成25年1月から12月までに所得がなかった方も必ず申告してください。
(非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料などの基礎資料に必要です。)
- ※ 所得税の申告をされた方や、平成25年1月から12月までの所得が給与所得のみの方(勤務先より村へ給与支払報告書の提出があった方)は申告の必要はありません。

申告や納税相談に必要なもの

【所得税・村県民税・国保税】

- 申告書…申告書の送付を受けている人は、その「申告書」。所得税の申告は「確定申告書」、村県民税・国民健康保険税の申告は「村県民税申告書」
- 印鑑…口座振替希望者の方は、通帳とその印鑑
- 源泉徴収票…給与や年金などのある人は「平成25年分源泉徴収票」
- 帳簿書類…事業所得、不動産所得、農業所得などがある人は「収入・仕入・必要経費などが分かる帳簿書類」
- 社会保険料・生命保険料・損害保険料の所得の控除を受ける人は「社会保険料や生命保険料などの証明書」
- 雑損控除を受ける人は「損害を受けた住宅・家財の証明書」
- 医療費控除を受ける人は「支払った医療費の領収書と明細書・保険金などで補てんされる金額の明細書」
- 寄付金控除を受ける人は「寄付の証明書」
- 配当、住宅借入金などの所得税額控除を受ける人は、建物の登記簿謄本などの「税額控除に必要な書類」

※介護保険の要介護認定者（要支援は除く）は、障害者控除に当てはまる場合がありますので、「障害者控除対象者認定書」が必要な人は介護保険証と印鑑を持参のうえ、住民福祉課（電話74-2311）または総合窓口（電話72-2311）で申請を行ってください。

所得税の還付申告

～こんなとき申告すれば納めた税金が戻ってきます～

給与所得者で確定申告をする必要のない人でも、次のような人は、確定申告をすると源泉徴収された所得税が戻る（還付される）ことがあります。

【住宅ローンを利用してマイホームを取得したとき】

住宅ローンを利用してマイホームを新築や購入、増改築したときは、一定の要件を満たせば入居した年から最高15年間の選択で、住宅借入金等特別控除を受けることができます。この控除を受けるには確定申告が必要です。

【年間の医療費が10万円または所得の5%を超えたとき】

家族の病気やけがなどで平成25年中に支払った医療費が、10万円または所得の5%を超えると、医療費控除を受けることができます。

この控除対象は、診療・治療・出産のための診察費や入院のほか、入院中の食事代、薬代、歯の治療代、医師の処方に基づく治療費のためのマッサージや針代、成人のおむつ購入費（医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要。ただし、要介護認定を受け2回目以降に医療費控除を受ける人は、いくつかの要件を満たしていれば、役場住民福祉課が発行する書類でおむつ証明書に代えることができます。詳しくは住民福祉課へおたずねください。）などで、このうち、社会保険から支給される療養費や生命保険会社から支払われる入院給付金などを差し引いた自己負担額です。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用ください。

簡単！スピーディー！！ネットでもどこでも申告・納税

自宅やオフィス、事務所からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます

詳しくは

e-Tax ホームページへ <http://www.e-tax.nta.go.jp>



お問い合わせは

東峰村役場宝珠山庁舎 総務課（電話：72-2311）まで

◆平成 26 年度 村・県民税（個人住民税）の主な改正について

■個人住民税均等割額が改正されます。

東日本大震災復興基本法に基づき、県・市町村で実施する防災のための施策に必要な財源を確保するために、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間の臨時的措置として個人住民税（村・県民税）の均等割額が年税額で 1,000 円（村民税 500 円・県民税 500 円）引き上げられます。

均等割額	平成 25 年度まで	平成 26 年度から平成 35 年度 (特例期間 10 年間)
村民税	3,000 円	3,500 円
県民税	1,500 円	2,000 円
合 計	4,500 円	5,500 円

※県民税均等割額には「森林環境税 500 円」が含まれています。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 - 2311）まで

◆東峰村特別職報酬等審議会（平成 25 年 12 月設置）

村では、12 月 6 日に特別職報酬等審議会を設置し、村長の報酬を 20%減額することについて諮問し、意見を求めました。委員には、村民から公募で選ばれた 3 名と公共的団体から 1 名、女性代表 1 名の 5 名の方が任命されました。審議会では、県内各市町村の報酬の状況や村の財政状況などを把握し、村民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ妥当な結論を得るため慎重に審議を行いました。

審議会の内容は以下の通りです

◇ 審議会における論点

特別職の報酬等の額は、それぞれの職の職務の範囲や職責の重みなどを考慮のうえ検討すべきであるが、実際にはその評価が難しく、適正な額を導き出すことは困難である。したがって、特別職の報酬等の水準の決定に当たっては、県内各市町村等との比較に頼らざるを得ない。ただし、今回の報酬削減については、村長個人の意思を反映することが目的であることを前提に協議を行うこととした。

◇ 結論

今回の審議会の結論は、村長の職務・職責を総合的に勘案し、以下のとおり判断した。

村長の給料額については、一般職の給与の減額改定が続いていることとの比較考量から、同水準の引き下げが必要であり、10%程度の減額改定が妥当である。しかしながら、政策的な事業費に充てることを目的に、村長がさらに給与削減することは、拒む必要がないとの結論に達した。



以上の内容で答申書を作成し、12 月 9 日に審議会々長の梶原輝光氏より村長に提出しました。

お問い合わせは

東峰村役場 宝珠山庁舎 総務課（電話：72 - 2311）まで

福岡労働局雇用均等室では、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）に基づいて、パートタイム労働者がその能力を有効に発揮できるよう、雇用管理の改善を図っています。

○パートタイム労働法の概要○

パートタイム労働者を雇用する事業主は、パートタイム労働者の働き方や貢献に応じて、正社員との均等・均衡待遇を確保しなければなりません。

1. 雇い入れの際、「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」を文書等で明示しなければなりません。
2. 正社員と働き方（職務の内容、人材活用の仕組み等、契約期間の定めの有無）が同じパートタイム労働者に対しては、全ての待遇について差別的取扱いをすることが禁止されています。
3. 賃金（基本給、賞与、役付手当等）は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などに応じて決定するよう努めなければなりません。
4. 正社員と職務の内容が同じパートタイム労働者に対しては、職務の遂行に必要な教育訓練を、正社員と同様に実施しなければなりません。それ以外の教育訓練についても、職務の内容、成果、意欲、能力、経験などに応じて実施するよう努めなければなりません。
5. 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）の利用の機会をパートタイム労働者に対しても与えるよう配慮しなければなりません。
6. 正社員への転換を推進する措置を講じなければなりません。

◆紛争解決援助のシステムとして、次の2つの制度が整備されています。

- ・都道府県労働局長による助言、指導、勧告
- ・紛争調整委員会（均衡待遇調停会議）による調停

※パートタイム労働法の詳細はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/06/tp0605-1.html>（厚生労働省ホームページ）

○パートタイム労働者の能力を有効に発揮してもらうために○

パートタイム労働者に能力を発揮してもらうためのポイントとして、

- ①働きや貢献に見合った待遇 ②正社員との働き方の違いに応じた待遇
- ③待遇決定に当たり考慮したことの説明があります。

このポイントを実施するための手段として、

職務分析：職務に関する情報を収集、整理し職務内容を明確にする。

職務評価：正社員とパートの職務を比較し、同じか異なるかを明確にする があります。

福岡労働局雇用均等室では、この職務分析・職務評価の導入等のご相談や支援を行うための雇用均等コンサルタントの派遣を行っております。相談・コンサルタントの派遣は無料で行っていますので、お気軽にご活用ください。

パートタイム労働法に関するご相談、コンサルタントの予約・お問い合わせ等は、
電話 092 - 411 - 4894 福岡労働局雇用均等室（受付時間：月～金 8:30～17:15）まで

お問い合わせは

東峰村役場小石原庁舎 企画振興課（電話：74 - 2311）まで